

議第 77 号

呉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
呉市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市印鑑条例の一部を改正する条例

呉市印鑑条例（昭和 62 年呉市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条中「ときは、」の次に「所定の申請書に」を加え、「申請しなければならない」を「提出しなければならない」に改める。

第 16 条の次に次の 1 条を加える。

（多機能端末機を介した印鑑登録証明書の交付申請等の特例）

第 16 条の 2 第 14 条の規定にかかわらず、登録者は、自らの個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を利用して、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより印鑑登録証明書を発行する機能を有するものをいう。次項において同じ。）を介して印鑑登録証明書の交付を市長に申請することができる。

2 前項の規定による印鑑登録証明書の交付の申請があったときは、多機能端末機により印鑑登録証明書を交付するものとする。

付 則

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（提案理由）

個人番号カードを利用し、コンビニエンスストアの多機能端末機を介した印鑑登録証明書の交付を可能とするため、この条例案を提出する。